

裁判所共済組合特定個人情報等取扱規則

(平成 27 年 12 月 24 日 制定)

平成 28 年 12 月 14 日 一部変更

平成 29 年 6 月 30 日 一部変更

平成 30 年 3 月 1 日 一部変更

令和 2 年 3 月 31 日 一部変更

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 12 条の規定に基づき、裁判所共済組合（以下「組合」という。）の取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において用いる用語の定義は、番号法第 2 条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 組合員 裁判所共済組合定款（平成 17 年 4 月 1 日全部変更。以下「定款」という。）第 13 条に定める組合員（過去にこれに該当した者を含む。）をいう。
- (2) 研修講師等 研修講師その他の組合から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 204 条第 1 項に規定する報酬又は料金の支払を受ける者をいう。
- (3) 扶養親族等 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条第 2 項に規定する扶養親族、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下「国共法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する被扶養

者（以下「被扶養者」という。），所得税法第83条に規定する配偶者控除の対象となる配偶者，同法第83条の2に規定する配偶者特別控除の対象となる配偶者，同法第84条に規定する扶養控除の対象となる控除対象扶養親族，地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3の2，同法第317条の3の2及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条の3の2において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族並びに所得税法第203条の5，所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第77条の4，地方税法第45条の3の3，同法第317条の3の3及び地方税法施行規則第2条の3の5において公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。

- (4) 従事者 組合の業務に従事する者をいう。
- (5) 組合職員 従事者のうち，組合に使用される者をいう。
- (6) 年金請求者 組合員及びその他の者であって年金給付の受給権が確定し年金の請求をするものをいう。
- (7) 保険金等請求者 裁判所共済組合貯金事業運営規則（平成27年10月1日制定。以下「貯金事業運営規則」という。）第5条第2項第1号，第3号及び第4号に掲げる保険契約において，保険金又は給付金を請求する者をいう。
- (8) 源泉徴収票等 給与所得の源泉徴収票，給与支払報告書その他の法令又は条例の定めにより作成し行政機関及び地方公共団体に提出する個人番号を記載すべき税関係の書類及び電磁的記録（報酬，料金，契約金及び賞金の支払調書を除く。）をいう。
- (9) 雇用保険等 雇用保険，健康保険及び厚生年金保険をいう。
- (10) 被保険者資格取得届等 雇用保険被保険者資格取得届，雇用保険被保険者資格喪失届，個人番号変更届その他の法令の規定により作成し，所轄の公共職業安定所の長又は日本年金機構（年金事務所を含む。以下同じ。）に提出する個

人番号を記載すべき雇用保険等関係の書類及び光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をいう。

- (11) 短期給付 国共法第50条及び第51条に規定する給付をいう。

第2章 管理体制

（特定個人情報等管理責任者）

第3条 組合に特定個人情報等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、個人情報保護管理者（裁判所共済組合個人情報保護管理規則（平成17年4月1日制定。以下「管理規則」という。）第4条に規定する個人情報保護管理者をいう。）をもって充てる。

2 管理責任者は、組合が取り扱う特定個人情報等の管理体制等について監督を行う。

3 管理責任者は、次に掲げる事項を指定する。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従事者（以下「事務取扱担当者」という。）

- (2) 事務取扱担当者が従事する事務の範囲

（特定個人情報等事務取扱責任者）

第4条 組合に特定個人情報等事務取扱責任者（以下「事務取扱責任者」という。）を置き、個人情報保護責任者（管理規則第5条に規定する個人情報保護責任者をいう。）をもって充てる。

2 事務取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、本部（定款第3条第1項に規定する本部をいう。以下同じ。）又は支部（定款第3条第2項に規定する支部をいう。以下同じ。）における組合の取り扱う特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。

第3章 特定個人情報等を取り扱う事務の範囲

（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）

第5条 組合が取り扱う特定個人情報等に関する個人番号利用事務とは、次に規定

する事務をいう。

(1) 個人番号取得関連事務

第2号から第4号までの各事務を処理するため、本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）に対し個人番号の提供を求め、これを取得する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(2) 情報照会関連事務

番号法別表第2の第1欄に掲げる情報照会者として、同表の第3欄に掲げる情報提供者に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求める事務並びに当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して提供する特定個人情報を受領する事務並びに当該情報照会及び情報提供に係る特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(3) 情報提供関連事務

ア 番号法別表第2の第3欄に掲げる情報提供者として、同表の第1欄に掲げる情報照会者からの照会に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を、情報提供ネットワークシステムを使用して提供する事務並びに当該情報照会及び情報提供に係る特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

イ 番号法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当する場合に特定個人情報を提供する事務並びに当該情報提供に係る特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(4) 短期給付支給関連事務

番号法別表第1の28の項に規定する各事務（以下「短期給付支給関連事務」という。）を実施するため、国共法、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「国共法施行令」という。）及び国家公務員共済組合

法施行規則（昭和３３年大蔵省令第５４号。以下「国共法施行規則」という。）の規定により、組合員又は短期給付の支給を受けようとする者から個人番号が記載された短期給付支給関連事務に関する書類の提出を受け、短期給付支給関連事務に係る認定又は支給を行う事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

第５条の２ 組合が取り扱う特定個人情報等に関する個人番号関係事務とは、次に定める事務をいう。

(1) 個人番号取得関連事務

第２号から第９号までの各事務を処理するため、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求め、これを取得する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(2) 源泉徴収票等作成事務

組合職員から特定個人情報等の提供を受け、源泉徴収票等を作成し、行政機関及び地方公共団体に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(3) 支払調書作成事務

研修講師等から特定個人情報等の提供を受け、支払調書を作成し、行政機関に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(4) 雇用保険等関連事務

雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）その他の関係法令の規定により、事業主として、雇用保険等に参加する組合職員から特定個人情報等の提供を受け、被保険者資格取得届等を作成し、所轄の公共職業安定所の長又は日本年金機構に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(5) 国民年金関連事務

国民年金法（昭和34年法律第141号）及び国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）の規定により、事業主として、雇用保険等に参加する組合職員又は当該組合職員の国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者（国民年金の加入者のうち、原則として65歳未満の厚生年金の被保険者をいう。）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者をいう。以下同じ。）に該当する配偶者から個人番号が記載された国民年金第3号被保険者関係届の提出を受け、これを日本年金機構に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(6) 財形貯蓄等関連事務

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定により、勤務先として、組合職員から個人番号が記載された財産形成年金貯蓄又は財産形成住宅貯蓄の非課税に係る手続に関する書類等の提出を受け、組合職員が財産形成年金貯蓄又は財産形成住宅貯蓄の契約を締結する金融機関、証券会社、生命保険会社又は損害保険会社と組合との連絡調整を行う金融機関等に送付する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(7) 年金等関連事務

ア 所得税法及び地方税法の規定により、年金請求者から個人番号が記載された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を受け、これを本部又は国家公務員共済組合連合会に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

イ 国共法及び国共法施行規則の規定により、長期組合員（定款第14条第1項第1号に規定する組合員をいう。）となった者から提出された個人番号が記載された長期組合員資格取得届又は厚生年金保険法第14条第5号に該当することにより第2号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第2条の5第1項

第2号に規定する国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)の資格を喪失した組合員から提出された個人番号が記載された第2号厚生年金被保険者の資格喪失の届出に係る書類の提出を受け、これらを本部を経由して国家公務員共済組合連合会に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

ウ 国民年金法及び国民年金法施行規則の規定により、組合員又は当該組合員の国民年金第3号被保険者に該当する配偶者から個人番号が記載された国民年金第3号被保険者関係届の提出を受け、これを日本年金機構に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

エ 国民年金法、厚生年金保険法、国共法その他の関係法令の規定により、年金請求者、第2号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求する者、3歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であった者その他の年金又は長期給付に関する手続を行おうとする者から、番号法別表第1の24の項、29の項又は31の項に規定する各事務に関し個人番号が記載された書類の提出を受け、これを本部を経由して日本年金機構又は国家公務員共済組合連合会に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

(8) 保険金及び給付金請求事務

貯金事業運営規則第5条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる保険契約により、保険金等請求者から提出された保険金及び給付金請求に係る請求書等を本部及び請求先となる保険会社に送付する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管に関する事務

(9) 短期給付支給関連事務

国共法、国共法施行令及び国共法施行規則その他の関係法令の規定により、組合員又は高額介護合算療養費若しくは高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護合算療養費等」という。）

の支給を受けようとする者から個人番号が記載された高額介護合算療養費等の支給に関する書類の提出を受け、これを自己負担額証明書を発行する医療保険者及び介護保険者に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管、保存及び廃棄に関する事務

第4章 事務取扱担当者の指定等

(事務取扱担当者の指定等)

- 第6条 管理責任者は、第3条第3項第1号の規定により事務取扱担当者を指定するに当たっては、前2条各号に規定する事務を担当する係により特定するものとする。ただし、係により特定ができないときは、氏名により特定するものとする。
- 2 管理責任者は、第3条第3項第2号の規定により事務取扱担当者が従事する事務の範囲を指定するに当たっては、前2条各号に規定する各事務（当該事務の一部の事務のみを取り扱うときは当該事務）を特定するものとする。
- 3 第3条第3項の規定により行う指定の様式は、別紙様式第1によるものとする。
- 4 事務取扱担当者が従事することができる事務は、第3条第3項第2号の規定により指定された範囲に限る。

(事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲)

- 第7条 事務取扱担当者は、第3条第3項第2号の規定により指定された事務を行うために必要な限度で、特定個人情報等及びこれと関連付けて管理される個人情報を取り扱うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

- 第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取得、保管、利用、提供、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、廃棄又は委託処理等、特定個人情報等を取り扱う業務に従事するときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、番号法、その他の関連法令等及び事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行う。

(事務取扱担当者に対する教育研修)

第9条 管理責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 管理責任者は、事務取扱責任者に対し、特定個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。

第5章 取扱区域の管理等

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第10条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

2 事務取扱責任者は、前項の規定により明確にした取扱区域及び取扱区域内で講じた措置の内容を別紙様式第2により管理責任者に報告する。

(アクセス制限)

第11条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報等にアクセスする権限を有する事務取扱担当者とその権限の内容を、当該事務取扱担当者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセスする権限を有しない従事者は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

3 事務取扱担当者は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(媒体の管理等)

第12条 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等の盗難、紛失等を防止するため、事務取扱責任者の指示に従い、当該電子媒体及び書類等を、事務取扱担当者以外の者が取り扱うことのできないよう、施錠のできる保管庫に保管及び施錠を行う。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体又は書類等を庁舎内で移動させる場合には、盗難、紛失等に留意する。

(媒体の持ち出し等)

第13条 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体又は書類等を庁舎外へ送付し、又は持ち出す必要が生じた場合には、事務取扱責任者の指示に従い、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等安全な方策を講ずる。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体又は書類等を庁舎外へ送付し、又は持ち出す場合には、事務取扱責任者の指示に従い、その状況を記録する。

(情報漏えい等の防止)

第14条 事務取扱責任者は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合には、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

第6章 安全確保上の問題への対応

(情報漏えい事案等への対応)

第15条 従事者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法その他の関連法令等に違反している事案（以下「情報漏えい事案等」という。）又はその兆候を把握した場合には、直ちに事務取扱責任者に報告する。

- 2 事務取扱責任者は、情報漏えい事案等又はその兆候を把握した場合には、管理責任者に直ちに報告するとともに、被害の発生又は拡大の防止、復旧等のために、適切に対処する。

- 3 事務取扱責任者は、事実関係を調査し、情報漏えい事案等であることが確認できた場合には、その原因の究明及び影響の範囲の特定を行うとともに、当該情報漏えい事案等の対象となった本人への対応等必要な措置を講じる。

- 4 前項の規定により情報漏えい事案等であることが確認できた場合には、管理責

任者は、直ちに本部長（定款第4条第1項に規定する本部長をいう。以下同じ。）を經由して財務大臣に必要な報告を行う。

（情報漏えい事案等の再発防止）

第16条 管理責任者は、前条第3項の規定により究明した原因を踏まえ、再発防止のための必要な措置を講じ、速やかに本部長に報告する。

（情報漏えい事案等の公表等）

第17条 管理責任者は、情報漏えい事案等の内容に応じて公表する。

2 管理責任者は、前項の規定による公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに本部長に情報提供を行う。

第7章 特定個人情報等の取得

（特定個人情報等の利用目的の特定及び公表）

第18条 組合が取得する特定個人情報等の利用目的は、第5条及び第5条の2に規定する事務とする。

2 事務取扱責任者は、前項の利用目的を、裁判所共済組合広報に掲載するとともに本部及び支部窓口に掲示する方法その他合理的かつ適切な方法により公表しなければならない。

（特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等）

第19条 組合は、第5条又は第5条の2に規定する事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し、利用目的をあらかじめ明示した上で、個人番号の提供を求めるものとする。

2 番号法第19条各号のいずれかに該当して個人番号の提供を求めるときは、組合は、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し、第5条又は第5条の2に規定する事務の複数の利用目的をまとめて明示することができる。

（個人番号の提供を求める時期）

第20条 組合は、第5条又は第5条の2に規定する事務を処理するために必要が生じたときに個人番号の提供を求めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、第5条又は第5条の2に規定する事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

(本人確認等)

第21条 事務取扱担当者は、組合員、研修講師等、組合職員又は年金請求者（以下この条において「組合員等」という。）から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府，総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第1条第1項に規定する書類の提示を受ける方法により、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第12条第1項に規定する措置（番号法施行規則第3条に規定する措置を含む。）をとることにより、番号法第16条に規定する本人確認の措置をとる。ただし、組合員等の個人番号を初めて取得する場合以外の場合には、組合が保管する個人番号と提出された書類に記載された個人番号を照合することにより、本人確認の措置を省略することができる。

- 2 組合員等が提出義務者である書類について組合員等からその扶養親族等の個人番号の提供を受けるときは、事務取扱担当者において本人確認の措置をとることを要しない。

- 3 扶養親族等が提出義務者である書類について組合員等が当該扶養親族等の代理人として当該書類を提出するときは、事務取扱担当者は、組合員等から代理権確認書類及び身元確認書類の提出を受けて代理権及び組合員等の身元を確認するとともに、番号法施行令第12条第2項に規定する方法により当該扶養親族等の本人確認の措置をとる。ただし、当該扶養親族等の個人番号を初めて取得する場合以外の場合には、組合が保管する個人番号と提出された書類に記載された個人番

号を照合することにより，本人確認の措置を省略することができる。

- 4 他の個人番号利用事務等実施者から個人番号の提供を受けるときは，事務取扱担当者において本人確認の措置をとることは要しない。
- 5 郵送により特定個人情報等が記載された書類等の提出を受けるときは，事務取扱担当者宛てに書留郵便又は簡易書留郵便により送付するよう依頼する。

第8章 特定個人情報等の利用

(利用の記録)

第22条 事務取扱担当者は，事務取扱責任者の指示に従い，特定個人情報ファイルの利用状況を記録する。

- 2 事務取扱責任者は，前項の規定による記録を一定期間保存し，及び定期的に分析するために必要な措置を講ずる。
- 3 事務取扱責任者は，第1項の規定による記録の改ざん，窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

第9章 特定個人情報等の保管

(特定個人情報等の取扱状況の管理)

第23条 事務取扱責任者は，特定個人情報ファイルの利用，保管等の取扱状況を確認する手段として，別紙様式第3による台帳を整備し，特定個人情報等の利用，保管等の取扱状況を管理する。

- 2 支部の事務取扱担当者は，第5条第2号に規定する特定個人情報の提供を求めるとき又は同条第3号ア若しくはイに規定する特定個人情報の提供があったときは，支部の事務取扱責任者の確認を受けた上で，本部の事務取扱責任者に対し，番号法第23条第1項及び第2項に規定する事項を報告する。本部の事務取扱責任者は，本部の事務取扱担当者に，それらの事項を情報提供ネットワークシステムに接続された統合専用端末に記録させ，7年間保存する。

(特定個人情報等の保管制限)

第24条 組合は，特定個人情報ファイル以外に特定個人情報等を保管してはなら

ない。

第 10 章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報の提供方法等)

第 25 条 事務取扱担当者は、第 5 条第 3 号イに規定する特定個人情報の提供を行う場合には、送付簿等に必要な事項を記載し、事務取扱責任者の確認を受けた上で、持参の方法によるときは紛失しないよう施錠できるケース等に入れて持ち込み、郵送等の方法によるときは配送中の紛失等を防止する措置が講じられた方法を用いる。

2 支部の事務取扱担当者は、総務大臣から番号法第 21 条第 2 項に規定する特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知がされた場合は、前項に規定する方法によるほか、支部の事務取扱責任者の確認を受けた上で、本部の事務取扱担当者に対し、情報提供ネットワークシステムを使用することにより当該特定個人情報を提供することを依頼することができる。依頼を受けた本部の事務取扱担当者は、情報提供ネットワークシステムに接続された統合専用端末を用いて特定個人情報を提供する。

第 11 章 特定個人情報等の廃棄及び削除

(特定個人情報等の廃棄及び削除)

第 26 条 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等について、不要となったとき又は定められた保存期間を経過したときは、速やかに当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該特定個人情報等の消去又は当該電子媒体及び書類等の廃棄をする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等を廃棄するときは、事務取扱責任者の指示に従い、その状況を記録する。

3 事務取扱責任者は、特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等の廃棄作業を委託するときは、委託先が当該電子媒体及び書類等を確実に廃棄したことについて、証明書等により確認する。

第 1 2 章 委託先の監督

(委託先の監督)

第 2 7 条 組合は、第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する事務の全部又は一部の委託をする場合には、組合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、委託先の適切な選定、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握等必要かつ適切な監督を行う。

2 第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する事務の全部又は一部の委託をする場合の委託契約書に規定する条項は、次に掲げる事項を盛り込むものとする。

- (1) 安全確保の措置に関する事項
- (2) 秘密保持義務に関する事項
- (3) 特定個人情報等の管理状況についての管理に関する事項
- (4) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
- (5) 再委託における条件に関する事項
- (6) 情報漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項
- (7) 違反した場合における契約解除の措置に関する事項
- (8) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄に関する事項
- (9) 従業者に対する監督及び教育に関する事項
- (10) 契約内容の遵守について報告を求める事項
- (11) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化に関する事項
- (12) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる事項

3 組合は、委託先において特定個人情報等の安全管理措置が適切に行われていることについて、定期的に報告を求めなければならない。

4 組合は、委託先において情報漏えい事案等が発生した場合に、適切な対応がなされ、直ちに組合に報告される体制になっていることを確認する。

第 1 3 章 管理規則の適用

(管理規則の適用)

第 28 条 特定個人情報等の取扱いに関し、この規則に定めがない事項については、管理規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 14 日一部変更)

この変更は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、2 の変更は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 30 日一部変更)

この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30 年 3 月 1 日一部変更)

この変更は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日一部変更)

この変更は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

(別紙様式第 1)

事務取扱担当者等の指定

特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員及び当該職員が従事する事務の範囲を次のとおり指定する。

令和 年 月 日

裁判所共済組合〇〇支部 支部長 ○ ○ ○ ○

[illegible]

(別紙様式第 2)

特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域及び安全管理措置の内容

所属支部	
事務取扱責任者	

事務の種類	事務の内容	事務取扱担当者	取扱区域	安全管理措置の内容

裁判所共済組合〇〇支部長 殿

上記のとおり特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）を指定し、安全管理措置を講じましたので報告します。

令和〇〇年〇月〇日

所属・官職 () 氏名 ()

(別紙様式第3)

特定個人情報ファイル台帳
(令和〇〇年〇月〇日)

作成者：裁判所共済組合〇〇支部出納役 〇 〇 〇 〇

特定個人情報ファイルの名称	
支部の名称	
特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
特定個人情報ファイルの利用目的	
特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	
特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法	
備 考	